

歩道における車両出入り口の設置基準

1. はじめに

歩道は、歩行者が安全に通行できるように整備された空間です。そのため、歩道と車道との間には、歩道に車が侵入しないよう、ブロックや防護柵、段差等を設けています。また、舗装や路面上の構造物等は、自動車の乗入れを想定してつくられていません。

このため、歩道に面した部分に駐車場や車庫を設置する場合は、自動車の出入りに必要な個所及び幅を定めて、自動車の乗入れが出来るように構造変更を行う必要があります。

○道路工事施行承認申請書の提出

歩道の構造変更を行う場合は、事前に道路管理者に道路法第24条の承認を受ける必要があります。また、工事にかかる費用は、申請者（駐車場等の設置者）の負担となります。

申請に必要な図書は次の通りです。

(道路法第24条の承認申請に必要な図書)

- ・ 道路工事施行承認申請書（様式有）
- ・ 案内図：場所を特定するための図面（標準縮尺 1/25,000）※位置図との兼用可
- ・ 位置図：場所を特定するための図面（標準縮尺 1/2,500）※案内図との兼用可
- ・ 現況図(平面図、断面図)：工事実施個所の現況を示す図面(縮尺 1/250 から 1/100)
- ・ 計画図（平面図、断面図）：工事完成後の状況を示す図面（縮尺同上）
- ・ 構造図：新設する物件の構造・形状を示すもの（基礎の構造を含む）
- ・ 交通規制図：施工時に交通規制が必要な場合の安全施設等の配置図面
- ・ 工事仕様書：図面等で仕様が判断できない場合、必要に応じて添付

- ・ 公図(写)：私有地の工事と一体に施工する場合等、必要な場合に添付
- ・ 求積表：改良範囲（舗装、構造物等）の求積計算表
- ・ 誓約書：工事实施における誓約書（例示様式有）
- ・ 同意書：隣接地に工事の影響が及ぶ場合等必要な場合に添付
- ・ 現況写真：路面、道路構造物等、施工箇所の現況を撮影した写真
- ・ その他：工事が長期にわたる場合の工程表、開発行為許可書の写し等

2. 車両出入り口設置基準

(1) 出入り口の位置

車両の出入り口部は、次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。ただし、専用住宅にその居住者のため設置する駐車場であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障が無いと認めた場合は、②～④は適用しないことができるものとする。（分譲住宅の場合は②～④を適用する。）

- ① 横断歩道及び前後 5 m 以内の部分。
- ② トンネル、洞門等の前後各 50m 以内の部分。
- ③ バス停留所（停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置）から各 10m 以内の部分。
- ④ 地下道の出入り口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端（隅切りが設置されている場合にあっては、隅切り終端部）又は道路の曲がり角から 5 m 以内の部分。
- ⑥ 橋の部分。
- ⑦ 踏切側端から 10m 以内の部分。
- ⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区域を除く。
- ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く。

(2) 出入口の幅員

車両の出入口部の幅員は、自動車の利用状況に応じ必要最小限とし、次の基準に基づき決定するものとする。

区分	車 両 種 別			最大 切下げ幅	使用目的等
	総重量	幅	長		
A	乗用車 小型貨物自動車	2.0m以下	6m以下	3.6m	一般住宅の出入口
B	乗用車 小型貨物自動車	2.5m以下	〃	6.0m	店舗、事務所、マンション等の出入口
C	普通貨物自動車 等 (6.5 t 以下)	〃	12m以下	7.8m	普通貨物車が出入りする店舗・事務所棟の入口
D	中型及び大型貨物自動車等	〃	〃	12.0m	給油所、工場、倉庫等の出入口

(注)

- イ) 車両の出入口は、必要最小限の幅員とし、切下げ幅はブロック長の倍数とする。(加工して使用しないこと。)
- ロ) 道路から直接出入りをする駐車場は、道路に対して直角に駐車する形状とし、駐車台数を2台までとする。
- ハ) 一般住宅等において、駐車場を道路と平行に設置する場合は、土地利用計画図を添付し、出入口の幅(切下げ幅)を5.4m以下とする。
- ニ) トレーラー、特殊車両が出入りする場合又は、現場の状況並びにその他特別な理由により、上記基準によりがたい場合は、車両軌跡図により切下げ幅を決めることとする。

(3) 出入口の制限

出入口は、1敷地につき原則1箇所とする。ただし、次に掲げるもののうち、道路管理者が必要と認めた場合は2箇所以上とすることができる。

- ① 大型店舗等で駐車場が広い場合。
- ② 給油所、コンビニエンスストア等で駐車場への車両出入りが頻繁な施設の場合。

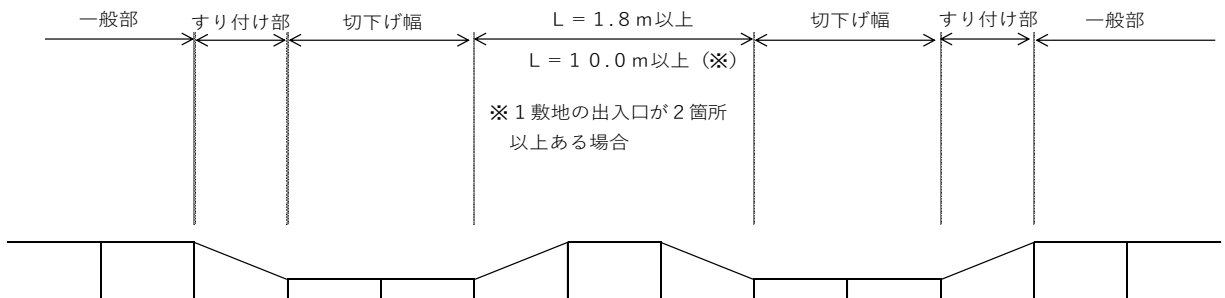
合。

③ 同一敷地内において使用目的が異なり分離されている場合。

(4) 連続する出入り口等の間隔

出入り口が近接又は連続する場合は次のとおりとする。

- ① 隣接地との車両出入り口が連続する歩道切下げ間隔は、1.8m以上確保する。
- ② 1敷地で2箇所以上の出入り口を設ける場合は、出入り箇所の間隔は10m以上とする。
- ③ 駐車場が道路に面して連続している場合や切下げが既に設置されている等、規定の間隔を確保できない場合は、歩道の安全性、平たん性を確保できるような適切な措置を講ずる。



(5) 既存出入り口の復旧

既に設置している敷地の出入り口位置を変更する場合は、既存出入り口を原形（一般部）に復旧するものとする。なお、復旧に要する費用は、新たな出入り口の設置者負担とする。

(6) 街路樹・植樹柵等の取扱い

車両出入り口設置に伴う街路樹、街路樹柵の取扱いは次の通りとする。

- ① 車両出入り口は、街路樹及び植樹柵を避けて設置すること。ただし、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し植樹柵を移設することができる。
- ② 植樹柵を移設する場合における街路樹の取扱いは、移植を原則とする。ただし、樹木及び周辺の状態から移植が困難と判断された場合は、既存樹木を適正に処分し、道路管理者が指定する樹木を植樹する。
- ③ 樹木の移植にあたっては、樹木の樹高、幹径に応じた支柱を設置しなければ

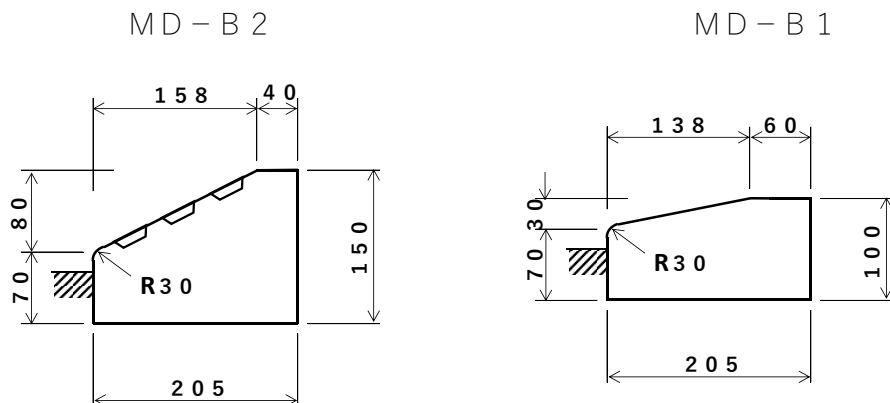
ならない。なお、移植樹木の枯れ保証期間は、工事完了後1年とし、その旨を誓約書に明記すること。

3. 車両出入り口構造基準

(1) マウンドアップ式歩道における切下げブロックの構造

出入り口設置工事に使用する切下げブロックは、次のとおりとする。

- ① コンクリート製品及び舗装用材料は、J I S規格に適合したものであること。
- ② 民家等で車両の出入りが少ない箇所は、段差100mmタイプの切下げブロック（MD-B2）を基本とする。（但し平坦部が2m以上確保できる場合は必要に応じてMD-B1の使用も可とする。）
- ③ ガソリンスタンドや店舗駐車場等、車両の出入りが多き箇所は、段差50mmタイプの切下げブロック（MD-B1）を基本とする。

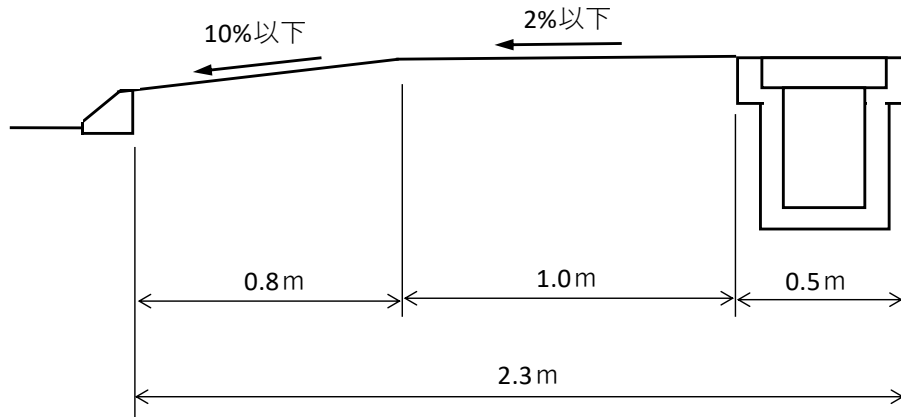


(2) 歩道面の勾配

歩道面に設ける勾配は、地形の状況、その他特別な理由によりやむを得ない場合を除き、次のとおりとする。

- ① 歩道の縦断勾配は5%以下とする。ただし、沿道の状況によりやむを得ない場合は、8%以下とすることができる。
- ② 歩道の横断勾配は、2%以下の平坦部を1m以上（幅員が3m以上の歩道は2m以上）確保し、残りの部分ですり付けを行う。なお、すり付け部の横断勾配は10%以下とする。

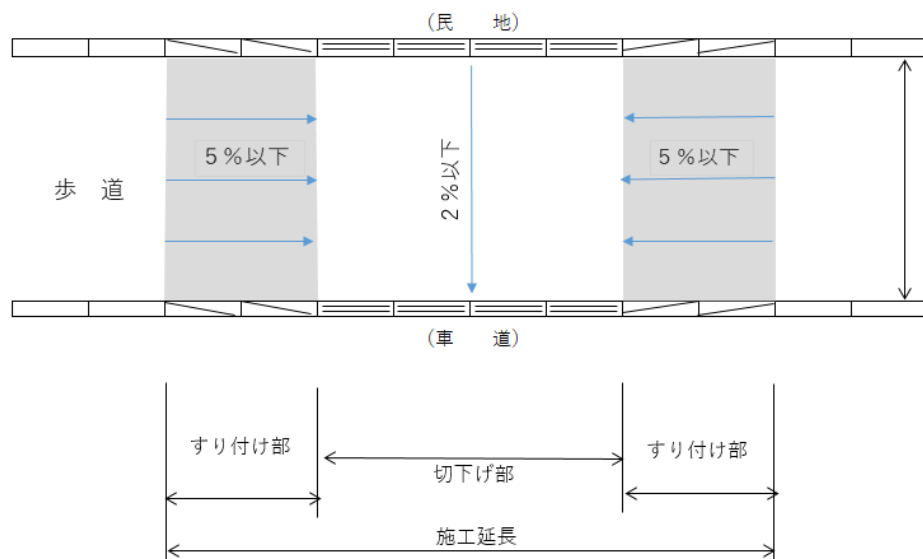
標準的な横断勾配の考え方



- ③ 歩道の幅員が狭く、規定の横断勾配が確保できない場合は、歩道全幅の切下げを行い、民地側で高さ調整を行うことを基本とする。

歩道幅員が狭い場合の考え方

計画平面図



(3) 車両出入り口の舗装

車両出入り口（切下げ及びすり付け部）の舗装は、自動車荷重に耐えうる構造とする。

- ① 乗入れ車両が乗用車及び小型貨物自動車（区分A、B）の出入り口の舗装構成は、我孫子市道路占用に関する工事の施工基準に基づくC型一般簡易舗装

を基本とする。

② 乗入れ車両が普通貨物自動車以上（区分C，D）の出入り口の舗装構成は、我孫子市道路占用に関する工事の施工基準に基づくB型二層中級舗装を基本とする。

③ 切下げ工事において掘削工事を伴う場合は、我孫子市道路占用に関する工事の施工基準に基づき施工し、舗装の影響幅を50 cm以上確保する。

（4）既存排水施設の取扱い

車両出入り口を設置する箇所に側溝等の排水施設がある場合は、次の表により各出入り口区分に合わせて施工するものとする。

区分 \ 既存	落蓋式U型側溝		L型側溝
	歩道用（軽荷重用）蓋	路側用蓋	
A	側溝暗渠化又は路側用蓋に掛け替え	—	切下げ型（乗入れ用、段差20 mmタイプ）に敷設替え
B	側溝暗渠化又は横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え	横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え	側溝暗渠化又は横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え
C	側溝暗渠化又は横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え	横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え	側溝暗渠化又は横断用グレーチング付き（固定式）U型側溝に敷設替え
D	側溝暗渠化又は重耐用横断U型側溝に敷設替え	重耐用横断U型側溝に敷設替え	側溝暗渠化又は重耐用横断U型側溝に敷設替え

（注）

イ）区分Bの内、駐車場台数が2以下でかつ中型貨物自動車以上の車両が乗入れ出来ない構造となっている場合は、区分Aの規定によることができるものとする。

ロ) 側溝を暗渠化する場合は、区分に応じた構造とする。なお、この場合、現況の通水断面を確保すること及び両端に接続柵を設置することを原則とする。

ハ) オープン側溝の場合は、出入り口の占用許可について、道路課と協議を行うものとする。

(5) その他の道路施設、道路占用物件の取扱い

車両出入り口を設置する箇所に、道路施設や道路占用物件がある場合の取扱いについては次のとおりとする。

- ① 車両出入り口は、マンホールや弁きょう等の路面上の構造物や、標識、街路灯、電柱等の施設を極力避けて計画する。
- ② やむを得ず、既存の道路施設や占用物件がある場所に車両出入り口を設置する場合は、事前に施設管理者と調整を行い、必要な措置を講じること。

(6) 車両の進入防止

歩道の安全性を確保するため、歩道への車両進入防止策を講じるものとする。

- ① 歩道の有効幅員（植樹帯、植樹柵を除く幅員）が2.5m以上で、切下げ幅が6.0mを超える場合は、車両出入り口の両端に車止めを設置する。
- ② 車止めは、申請地側より1.5mの位置に設置する。なお、歩道の有効幅員が4.0m以上の場合は、申請地側より1.5m間隔で車止めを2本設置する。
- ③ 車止めは、直径100mm以上の柱状とし、夜間の視認性を確保するため、反射帯を設置する。